

○米子市少年育成センター条例

平成17年3月31日条例第75号

改正

平成20年3月26日条例第17号

平成30年2月28日条例第2号

米子市少年育成センター条例

(設置)

第1条 本市に、米子市少年育成センター（以下「センター」という。）を設置する。

(目的)

第2条 センターは、少年問題に関する機関及び団体等との連携を図り、少年の非行を防止して、健全な育成指導を総合的に行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターにおいては、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 街頭補導
- (2) 継続補導
- (3) 少年相談
- (4) 関係機関及び団体との連絡調整
- (5) 前各号に掲げるもののほか、少年の健全な育成のために必要な事項

(職員)

第4条 センターの業務を行うため、所長その他の職員を置く。

(米子市少年育成センター運営協議会)

第5条 センターの業務に関する基本計画を協議するため、米子市少年育成センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

第6条 運営協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

第7条 運営協議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第8条 運営協議会の会議（以下この条において単に「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱及び任命後初めての会議は、市長が招集する。

3 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、会議に出席している委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

第9条 前条に規定するもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項（前条の規定により定めるものを除く。）は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後最初に任命され、又は委嘱される運営協議会の委員の任期は、第5条第4項の規定にかかわらず、当該任命又は委嘱の日から平成18年5月31日までとする。

附 則 (平成20年3月26日条例第17号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年2月28日条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(米子市少年育成センター運営協議会の委員に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第3条の規定による改正前の米子市少年育成センター条例（以下この項において「改正前の条例」という。）第5条第3項の規定により委嘱され又は任命された米子市少年育成センター運営協議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第3条の規定による改正後の米子市少年育成センター条例第6条第2項の規定により米子市少年育成センター運営協議会の委員に委嘱され又は任命されたものとみなす。この場合において、当該米子市少年育成センター運営協議会の委員に委嘱され又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、同日における改正前の条例第5条第3項の規定により委嘱され又は任命された米子市少年育成センター運営協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。